## 船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会 (海事専門部会)議決

インシデント種類	運航不能 (燃料供給不能)
発生日時	令和5年6月25日 12時00分ごろ
発生場所	茨城県神栖市波崎海岸沖
	波崎港東防波堤灯台から真方位312°2.8海里付近
	(概位 北緯35°47.5 東経140°48.2 )
インシデントの概要	プレジャーボートOLD BOYSII は、漂泊中、主機が停止して始動で
	きなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月14日、主管調査官(横浜事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート OLD BOYSII、5トン未満(長さ7.14m)
船舶番号、船舶所有者等	235-24990千葉、個人所有
	ディーゼル機関、船内外機、 4 サイクル、出力 1 3 6 . 8 0 kW、回
	転数毎分3,600、6気筒、ボア92㎜、使用燃料軽油、機関製
	造年月不詳、平成2年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好
	海象:波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、波崎海岸沖の
	釣り場に到着し、主機を中立運転として漂泊中、主機が停止して始動
	できなくなった。
	同乗者の1人は、機関室で燃料系統を点検したところ、燃料フィル
	ターの容器に水の混入を認めて船長に伝えた。
	船長は、錨を投入し、航行不能と判断して出航中の友人に救助の依
	頼を行った。
	本船は、錨泊していたものの、底質が砂であったので、十分な把駐
	力が発揮できずに西方へ圧流された後、砂浜に乗り揚げた状態とな
	り、船長が上陸して118番通報を行った。
	本船は、FRP製で船体左舷側に容量約250 の燃料油タンクが
	あり、同タンクには水を抜く構造がなく、船長は、本インシデントの
	約10年前に本船を購入して以降、燃料フィルターの点検及び水抜き
	を実施したことがなかったが、本インシデント後に燃料フィルターの
	水抜き及び同タンクに水抜き剤の投入を行ったところ、主機は正常に
	運転した。
	船長は、燃料タンクから燃料フィルターに水が混入し、同フィルタ

	ーに溜まった水が燃料系統に流れ出したことで、主機に燃料が十分に
	供給されなくなり、主機が停止して始動できなくなったのではないか
	と本インシデント後に思った。
	船長は、主機の取扱説明書を見たことがなく、燃料フィルターの点
	検及び同フィルター容器の底部にあるコックから水を抜く方法を知ら
	なかった。
	主機の取扱説明書には、14日ごとに燃料フィルターの底部に溜ま
	る水を抜くこと、200時間運転又は1年ごとに燃料フィルターを交
	換することが記載されている。
分析	本船は、約10年間燃料フィルターの点検及び水抜きが実施されて
	いない中、主機を中立運転として漂泊中、燃料タンクから燃料フィル
	ターに水が混入し、同フィルターに溜まった水が燃料系統に流れ出し
	たことから、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止して
	始動できなくなり、運転不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、約10年間燃料フィルターの点検及び
	水抜きが実施されていない中、主機を中立運転として漂泊中、燃料タ
	ンクから燃料フィルターに水が混入し、同フィルターに溜まった水が
	燃料系統に流れ出したため、主機に燃料が十分に供給されなくなり、
	主機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えら
	れる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・船長は、出航前に燃料フィルターを点検し、水が溜まっている場
	合、水を抜いてから出航すること。
	・船長は、取扱説明書のメンテナンス方法及びスケジュールに記載
	された内容を把握し、実施すること。